

## 神奈川県営水道懇話会意見書

これからの時代に相応しい料金体系の  
あり方について

令和3年9月 神奈川県営水道懇話会

## 目次

第1章 神奈川県営水道を取り巻く状況	
1 水需要と水道料金収入の動向	1
(1) 水需要の動向	
(2) 水道料金収入の動向	
2 今後の経営環境の見通し	6
(1) 水需要と水道料金収入	
(2) 建設改良事業費	
(3) 他の水道事業者と比較した経営環境	
第2章 神奈川県営水道の料金体系の現状と課題	
1 現在の神奈川県営水道料金体系の特徴	10
2 現在の料金体系の考え方と課題	10
(1) 用途別・逦増制	
(2) 二部料金制（基本料金、従量料金）	
(3) 基本水量	
第3章 これからの時代に相応しい料金体系のあり方について	
1 用途別・逦増制	14
2 二部料金制（基本料金、従量料金）	15
3 基本水量	15
第4章 料金体系と併せて検討すべき課題について	
1 水道利用加入金	16
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 今後の方向性	
2 減免制度	18
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 今後の方向性	
第5章 将来にわたる安定経営の持続に向けて	
1 長期財政収支見通し	20
2 水道料金の設定と定期的な検証	20
3 水道使用者の理解促進	20
おわりに	21
<b>【用語の解説】</b>	22
<b>【検討経過】</b>	25
<b>【神奈川県営水道の概要】</b>	27

## 第1章 神奈川県営水道を取り巻く状況

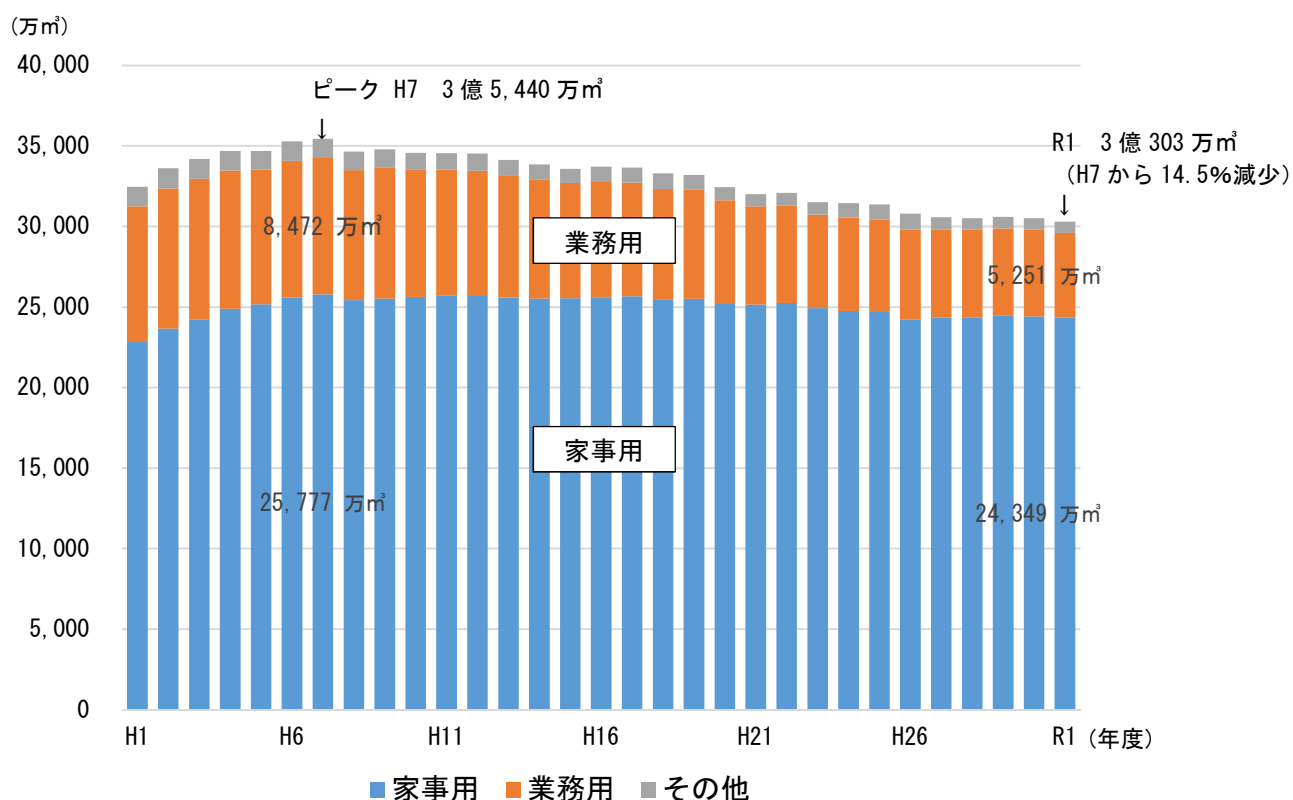
### 1 水需要と水道料金収入の動向

#### (1) 水需要の動向

水需要は減少傾向で推移しており、令和元年度は、水道料金収入の対象となる有収水量が、ピーク時の平成7年度と比較すると、全体で14.5%減少している。

神奈川県営水道では、家庭の生活用水である「家事用」と、店舗、工場、病院等で使用する「業務用」に大きく区分した料金体系を採用しており、用途ごとに見ると次のような状況である。

#### 【有収水量の推移】



	平成7年度	令和元年度	減少量・減少率	
業務用	8,472 万m <sup>3</sup>	5,251 万m <sup>3</sup>	△ 3,221 万m <sup>3</sup>	△ 38.0%
家事用	2億5,777 万m <sup>3</sup>	2億4,349 万m <sup>3</sup>	△ 1,428 万m <sup>3</sup>	△ 5.5%
その他	1,191 万m <sup>3</sup>	703 万m <sup>3</sup>	△ 488 万m <sup>3</sup>	△ 41.0%
合計	3億5,440 万m <sup>3</sup>	3億303 万m <sup>3</sup>	△ 5,137 万m <sup>3</sup>	△ 14.5%

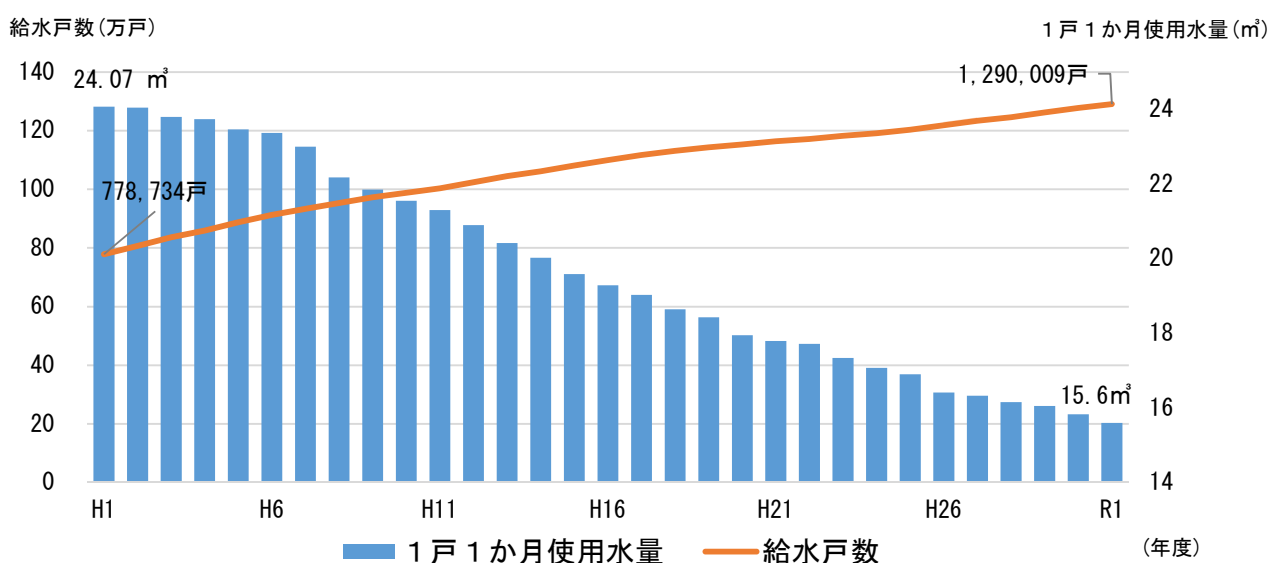
(※数値は単位未満四捨五入 (次頁以降同じ))

## ア 家事用

「家事用」は、給水戸数は増加を続けているものの、世帯を構成する人数が減少していることや、ライフスタイルの変化、節水機器の普及等により、1戸当たりの使用水量が減少しているため、全体の有収水量は微減傾向で推移している。

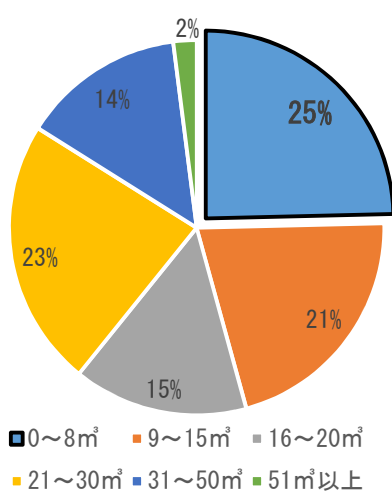
各戸の使用水量では、1か月31 m<sup>3</sup>以上使用する家庭が減少する一方、1か月8 m<sup>3</sup>以内の家庭の割合が増加している。

### 【家事用 1戸1か月使用水量と給水戸数の推移】

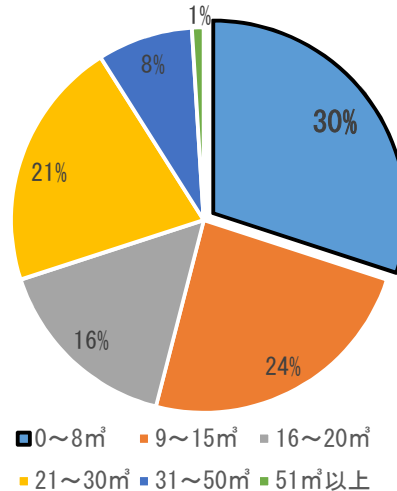


### 【家事用 使用水量別の戸数割合】

前回料金改定時（平成18年度）



現在（令和元年度）

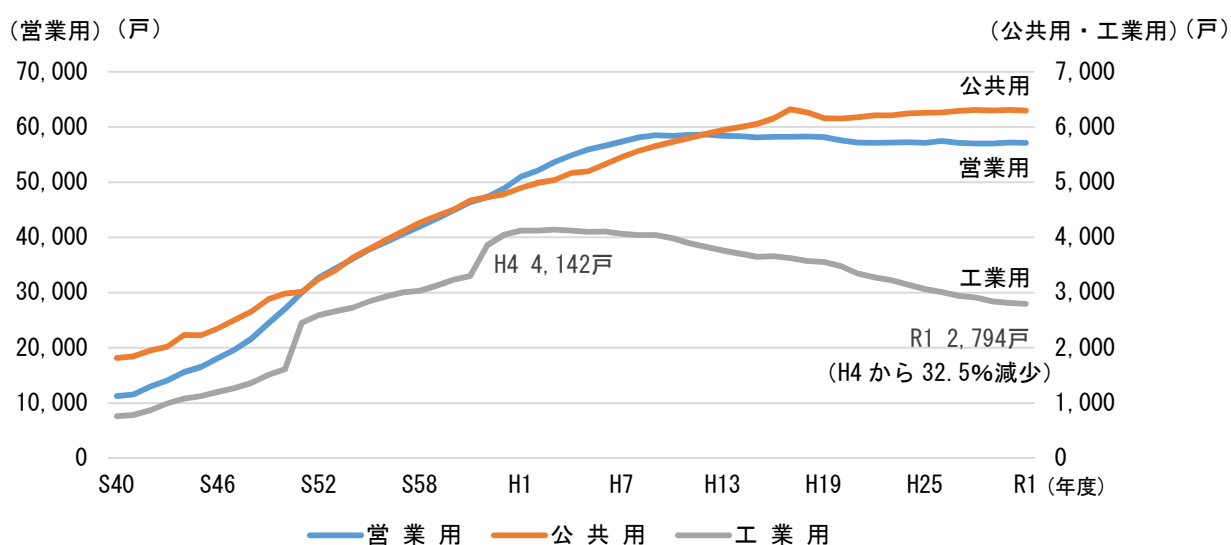


## イ 業務用

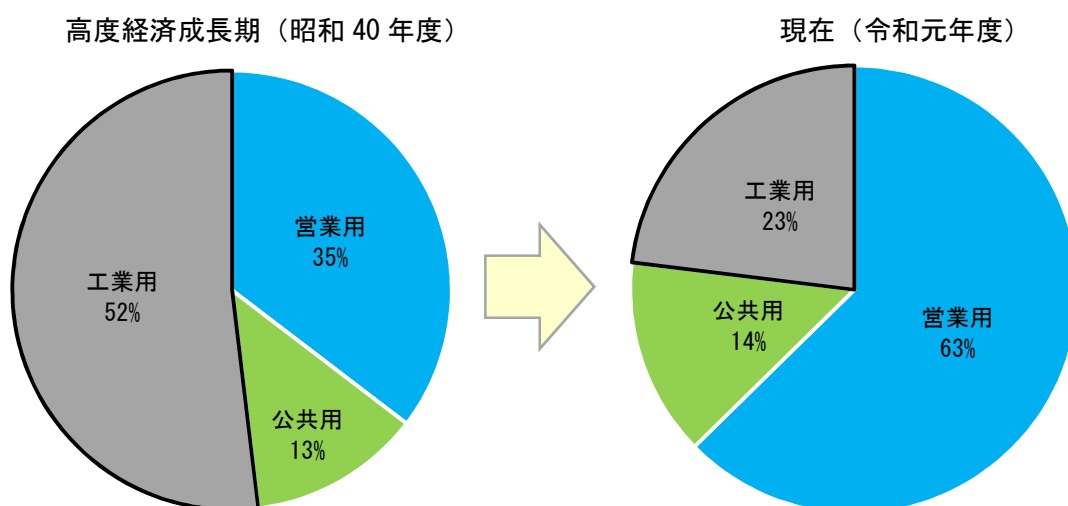
「業務用」の給水戸数について、店舗や事務所等の「営業用」、官公庁や公立学校等の「公共用」、製造業等の「工業用」に細分化してみると、「営業用」と「公共用」は増加から横ばいに転じているのに対し、「工業用」は平成4年度をピークに減少を続け、令和元年度はピーク時から32.5%減少している。

また、「業務用」における有収水量の構成割合について、高度経済成長期（昭和40年度）と現在（令和元年度）を比較すると、「工業用」の割合が52%から23%に大きく減少している。

### 【営業用、公共用、工業用の給水戸数の推移】



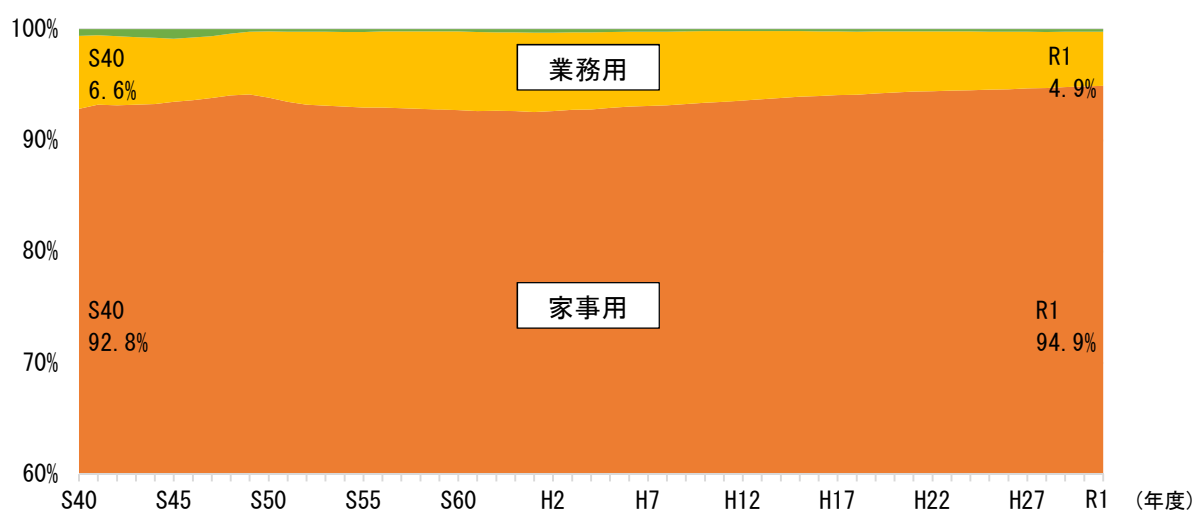
### 【業務用における有収水量の構成割合】



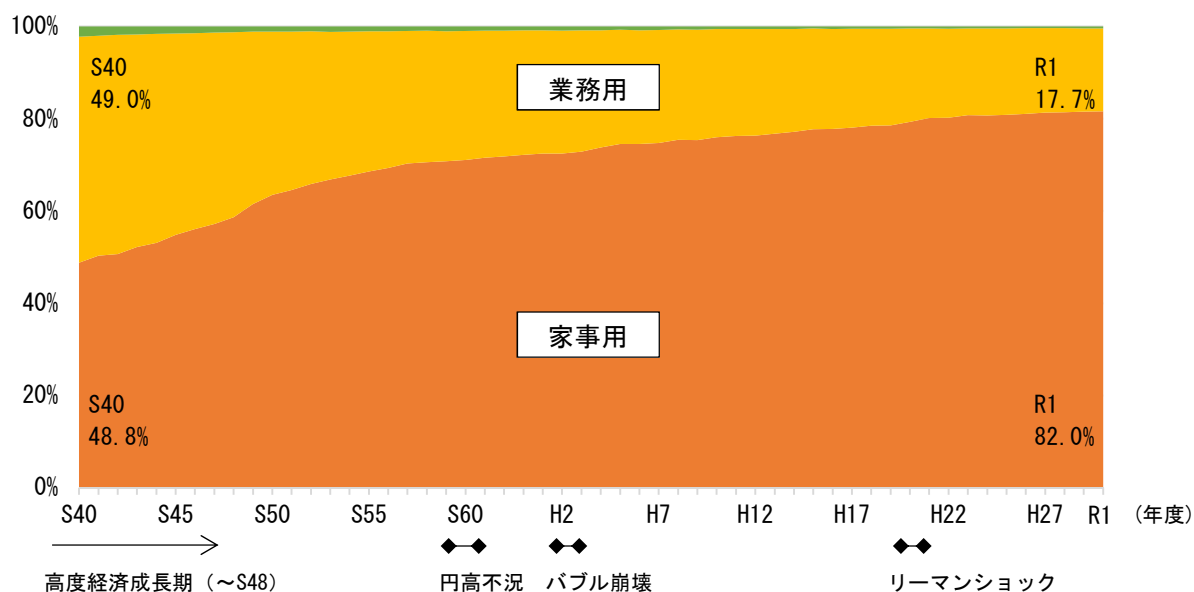
## ウ 水需要の構造変化

給水戸数の構成をみると、現在は昭和40年頃に比べ「家事用」が占める割合が大きくなっているが、全体としてみれば大きな変化は生じていない。一方、有収水量の構成は、昭和40年には約5割を占めていた「業務用」が、令和元年度には2割以下まで減少し、「家事用」が8割以上を占める状況となっている。

【給水戸数の用途別構成比の推移】



【有収水量の用途別構成比の推移】



【水道普及率の推移】

(単位・%)

年度	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R1
普及率	84.12	98.68	99.19	99.57	99.69	99.78	99.81

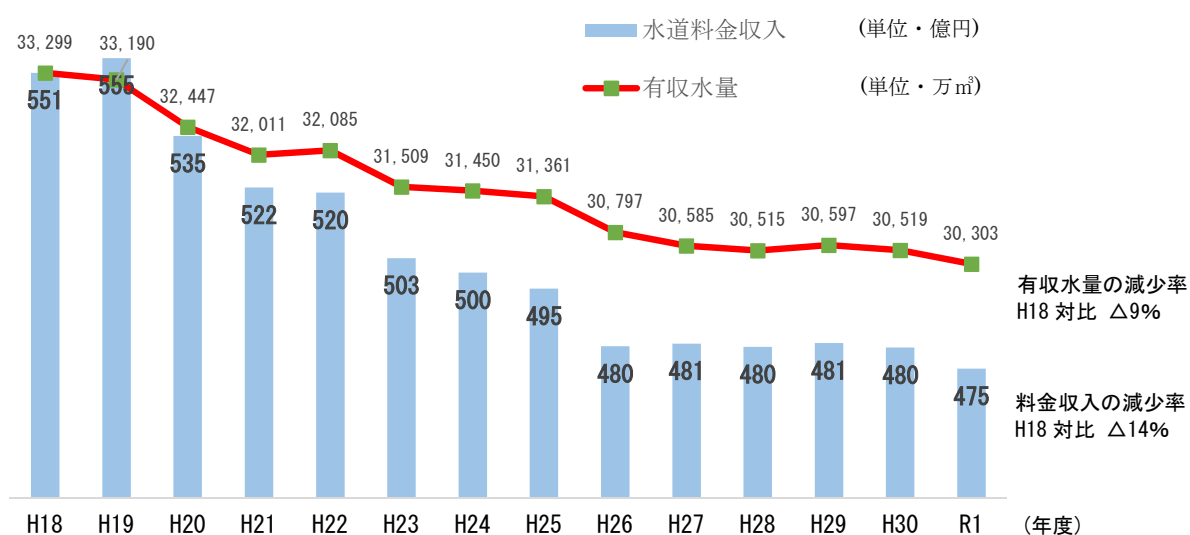
(水道普及率＝給水人口/給水区域内人口)

## (2) 水道料金収入の動向

水道料金収入は、直近の料金改定があった平成18年度以降をみると、有収水量と同様に減少傾向で推移している。平成27年度から30年度までは減免制度の段階的見直し（生活保護受給世帯の減免廃止等）に伴う増収もあって減少傾向に一定の落ち着きがみられるが、令和元年度の水道料金収入は、平成18年度と比較すると14%減少している。

また、神奈川県営水道では、使用水量が多いほど水道料金が高くなる逡増制となっているため、有収水量の減少率（△9%）以上に料金収入が減少（△14%）している。

### 【有収水量と水道料金収入（税抜）の推移】



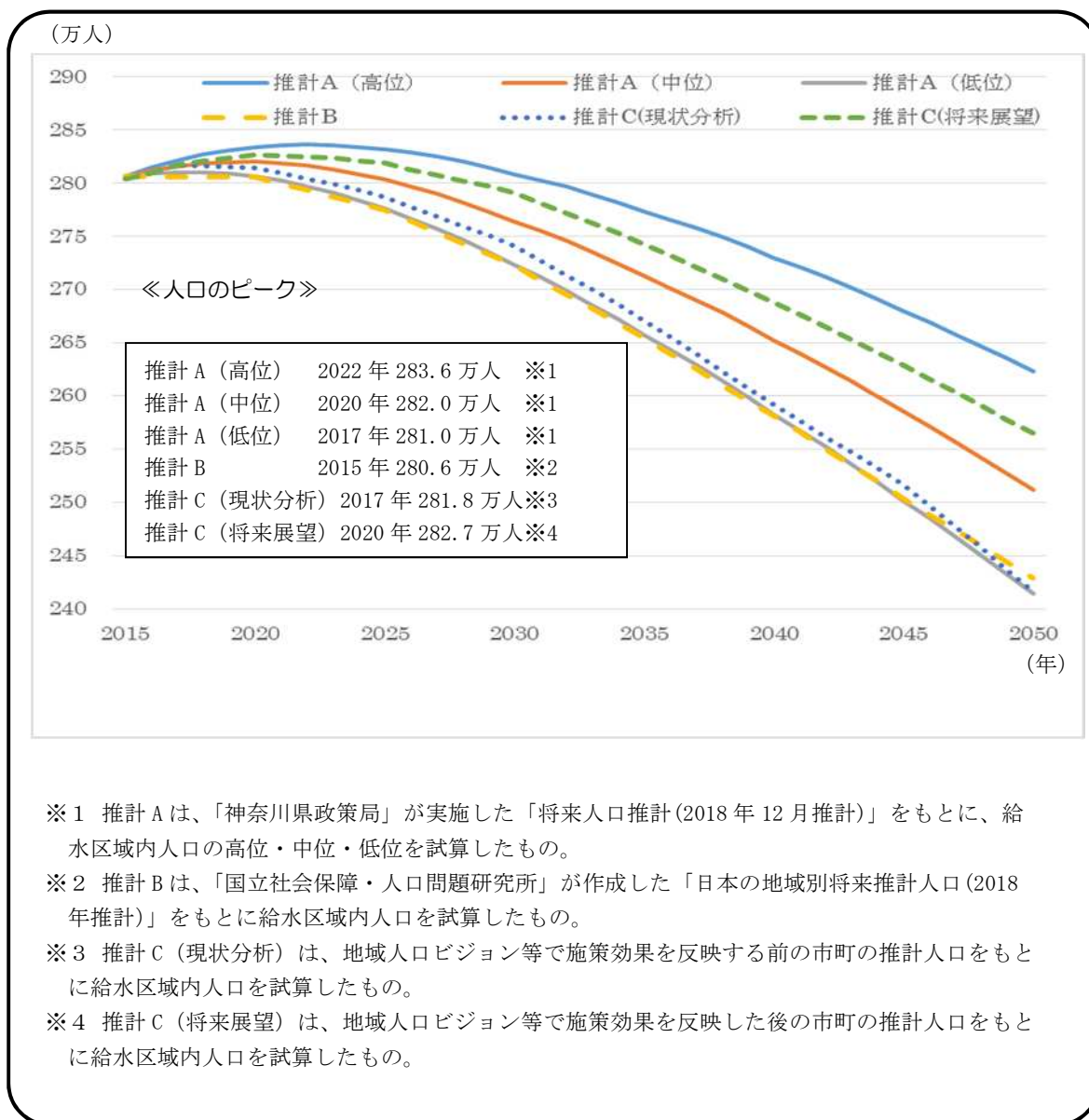
## 2 今後の経営環境の見通し

### (1) 水需要と水道料金収入

水需要を左右する給水区域内の人口について、2015年の国勢調査を踏まえた神奈川県将来人口推計から試算したところ、2020年頃をピークに減少していくと見込まれている。また、本県の世帯数は県の将来世帯推計では、2030年頃をピークに減少していくと見込まれている。

こうしたことから、神奈川県営水道における水需要は長期的に減少傾向が続くことは避けられず、特に世帯数が減少に転じれば、現在は増加を続けている給水戸数の減少につながることとなり、水道料金収入の減少が加速すると見込まれる。

#### 【神奈川県営水道給水区域の人口推計】





【神奈川県内の世帯数推計】



(出典・神奈川県将来世帯推計 神奈川県政策局 2018年12月推計)

## (2) 建設改良事業費

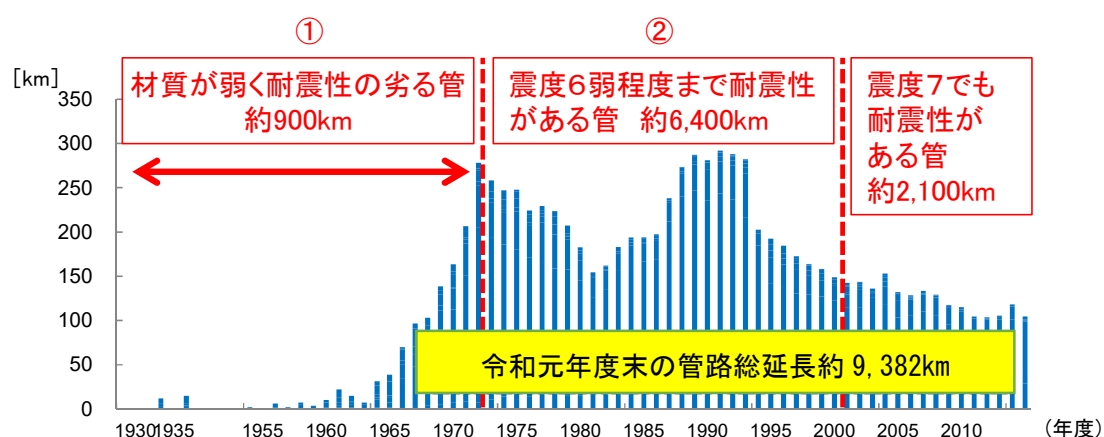
神奈川県営水道では、これまで人口、世帯数の増加に合わせて整備してきた浄水、送水、配水設備等の多くの水道施設が、今後、順次更新時期を迎える。このため、老朽化した水道管の漏水等を未然に防ぎ、安定給水を維持するためには、計画的な更新がより重要となっている。

さらに、大規模地震の切迫性が指摘されている\*ほか、近年は台風や局地的な豪雨、火山噴火などの自然災害が激甚化、頻発化しているため、水道施設の耐震化、浸水対策、停電対策等を講じ、災害に強い水道づくりを着実かつ迅速に進める必要がある。

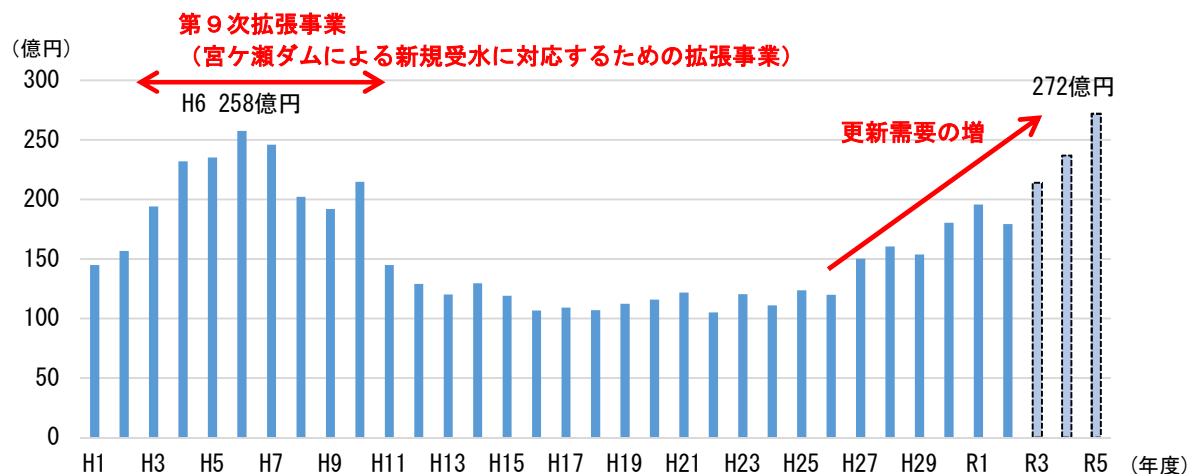
こうしたことから、今後の建設改良事業費は大幅な増加が必至であり、今までのピークであった平成6年度の258億円を超える事業費が必要となることを見込まれる。

※ 「神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月神奈川県地震被害想定調査委員会）」の想定地震では、県内で最大震度6強が想定される「都心南部直下地震」が30年以内に約70%の発生確率があるとされる。

### 【水道管路の布設年代別延長】



### 【建設改良事業費（税込み）の推移】



※ 令和2年度は決算見込額、3年度は当初予算額、4、5年度は計画額。

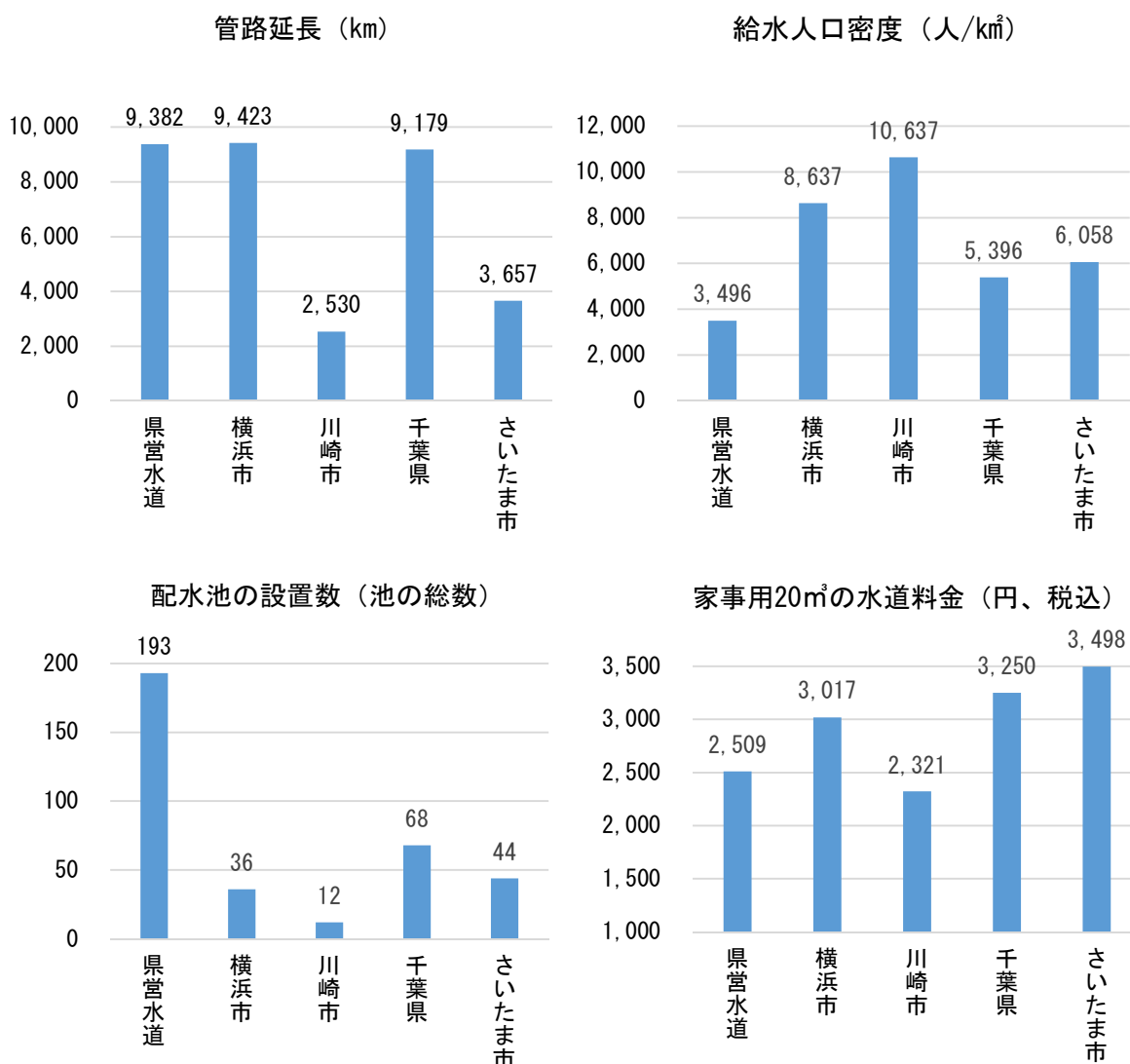
### (3) 他の水道事業者と比較した経営環境

経営環境を他の水道事業者と比較すると、神奈川県営水道の特質が見えてくる。

水道事業は市町村運営が原則のところ、神奈川県営水道は水源の確保や水質の維持が困難となっていた市町営水道などの編入を受けて給水区域を拡大してきた経緯があり、全国でも数少ない都道府県営の広域的な水道事業者である。

こうした経緯から、給水区域は、海岸線から丘陵地帯、山間部まで広域にわたり、標高差も大きいといった地勢的な特徴がある。このため、水道施設を分散して配置せざるを得ないこと、他事業者と比較して配水池の設置数が突出していること、給水人口密度が低いことなど、管路延長が同規模の水道事業者（横浜市・千葉県）と比べて事業運営の効率性の発揮が難しい環境にある。このように不利な経営環境の中で、今後、経営基盤の強化を図っていく必要がある。

【他事業者比較】（令和2年3月31日現在 神奈川県企業庁調べ）



※横浜市は令和3年7月改定後の額

## 第2章 神奈川県営水道の料金体系の現状と課題

水道事業は、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」とする「総括原価主義」(水道法第14条)、水道使用者が個々の受益に応じて料金を負担する「受益者負担主義」、自らの収入をもって事業運営に係る費用を賄う「独立採算制」(地方公営企業法第17条の2)のもとに運営される。

### 1 現在の神奈川県営水道料金体系の特徴

① 用途別・逓増制	水道の用途（家事用、業務用など）に応じて料金に差を設けている。 使用量が増えるほど、水道使用量1m <sup>3</sup> 当たりの料金単価が高くなる逓増制を採用している。
② 二部料金制	基本料金と従量料金の二部料金制を採用している。 ・基本料金：水道の使用の有無に関わらず負担する定額の料金 ・従量料金：使用水量に応じて負担する料金
③ 基本水量	従量料金の負担なしに使用できる水量（1か月当たり8m <sup>3</sup> ）を設定している。

【神奈川県営水道の料金表（税抜）】

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金（円/m <sup>3</sup> ）								
			9～15m <sup>3</sup>	16～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～300m <sup>3</sup>	301～1,000m <sup>3</sup>	1,001～1万m <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup> 超
家事用	8m <sup>3</sup>	710円	128円	135円	172円	237円	294円				
業務用			201円			221円	280円	337円	394円	436円	
浴場用			57円								

### 2 現在の料金体系の考え方と課題

神奈川県営水道の料金体系について、上記の特徴ごとに考え方と課題を整理した。

#### (1) 用途別・逓増制

水道の用途を「家事用」と「業務用」に大別した上で、家庭の生活用水である「家事用」を安価とし、産業用の水である「業務用」に多くの負担を求める用途別の料金体系を昭和40年から採用している。これは、水道を普及させ清浄な水により公衆衛生の向上を実現するとともに、生活水の供給を優先する福祉的配慮にもとづいて、家庭部門と産業部門の負担能力の違いに着目し、用途によって料金に差を設けるといふ社会的な配慮に基づき採用した料金体系と言える。

また、高度経済成長期において、急激に増加する水需要に水源開発が追い付かず、水使用の抑制を図る必要があったことから、昭和40年代から、使用水量が多くなるほど従量料金の単価を高額とする逓増制を採用し、水需要の抑制を図ってきた。

《課題》

ア 水道使用者の構造変化

現在の用途別料金体系は、高度経済成長期において、「業務用」とりわけ製造業などの多量使用者には、「家事用」に比べ相対的に負担能力があるという考えの下に高い負担を求めてきたが、産業構造の変化に伴い製造業などの多量使用者が減少している現在においては、用途別の負担能力に着目して「業務用」が「家事用」を補うといった構造が崩れつつある。

イ 生活様式や事業形態の多様化

店舗併用型住宅など、「家事用」と「業務用」が混在するケースについて、神奈川県営水道では、一定の基準を設けて水の使用割合によって用途を判断しているが、時代の変化とともに生活様式や事業形態も多様化し、テレワークも進展するなど、用途の境目が一層あいまいになってきている。

ウ 水需要減少期における逓増度の影響

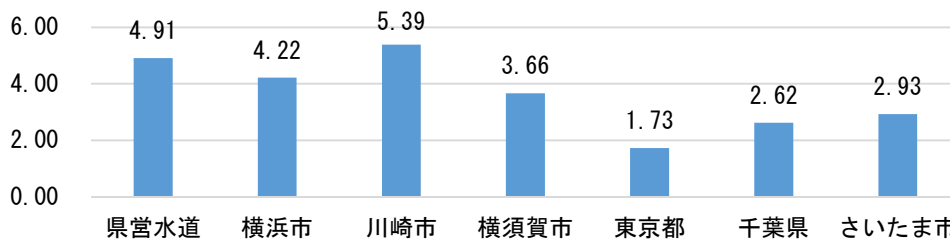
逓増制の料金体系は、水需要の増大期においては、有収水量が増加していくにしたがって水道料金の増収効果が大きくなるが、使用水量の小口化などにより有収水量の減少傾向が続く現状では、これとは逆に有収水量の減少にしたがって水道料金の減収幅が大きくなり、逓増度が高いほど減収影響が顕著に現れることになる。

【用途別の単価と使用水量（令和元年度）】



【水道料金の逓増度】（令和3年7月1日現在）

水道料金における最高単価と最低単価との比率について、近隣水道事業者と比較した。  
 (神奈川県営水道：436 円 (最高単価) ÷ 88.75 円 (最低単価 710 円/8 m³) = 4.91)



※ 基本水量を設定していない横浜市及び千葉県は最低単価を口径 20 mm・8 m³の使用に係る 1 m³あたりの単価として算出した。

## (2) 二部料金制（基本料金、従量料金）

水道の使用の有無に関わらず負担する「基本料金」と、使用水量に応じて負担する「従量料金」とを組み合わせた二部料金制を、昭和8年の事業開始時から採用している。

水道事業の経費は給水量の多少にかかわらず施設の維持管理や更新に必要な固定的経費が大半であるため、その全額を安定的な「基本料金」で回収できれば理想的であるが、その場合には「基本料金」が著しく高額となり、特に水道を生活用水として使用する家計への影響が大きくならざるを得ないため、神奈川県営水道では、生活用水を低廉に抑えられるよう、固定的経費を「基本料金」で回収する割合を低く設定している。

### 《課題》

#### ア 固定的経費の回収

神奈川県営水道の固定的経費は経費全体の約91%であるところ、水道料金収入の「基本料金」の割合は約24%であり、今後、水需要の減少が見込まれる中においては、「従量料金」の減収が続くと水道施設の維持管理費などの固定的経費が十分に回収されず、事業運営に支障をきたすことが懸念される。

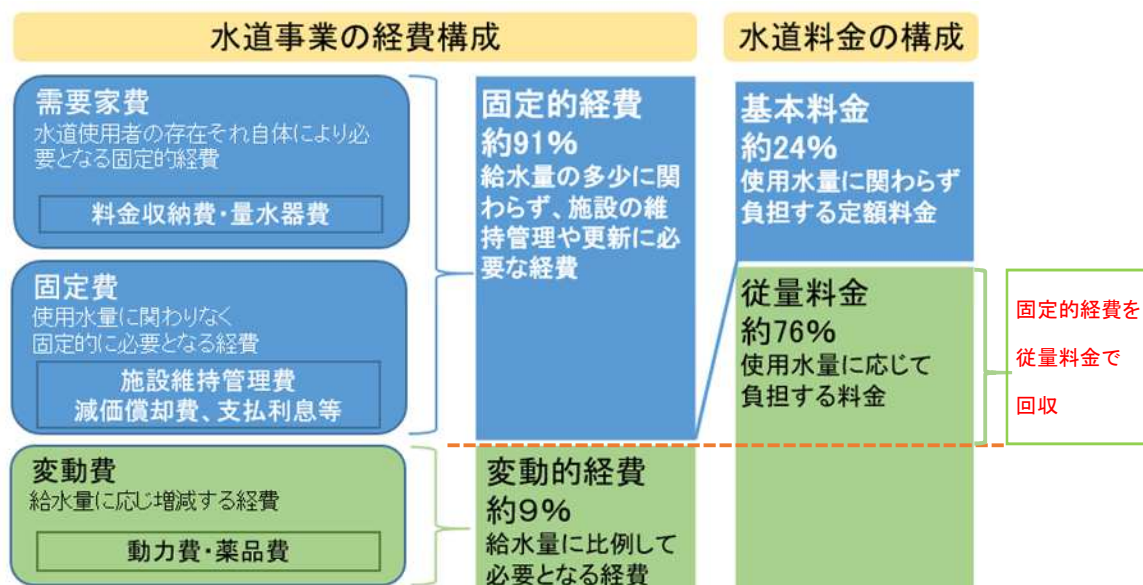
#### イ 多量使用者等における負担のあり方

多量使用者や水道メーターの口径の大きい使用者ほど、水を送り届けるために必要な施設規模の維持に要する経費が増すが、「基本料金」は一律の金額（710円）となっているため、結果として、多量使用者等は、施設を維持するための「基本料金」の負担が軽減されているという実態がある。

#### ウ 「フリーライダー」の存在

多量の水量を使用することを前提に大口徑で整備したにもかかわらず、地下水を主に使用し水道の実績使用量が極めて少ない者については、「基本料金」のみの負担で水道を使用しており、大口徑で水道供給を受けるための固定的経費を満足に負担していない、いわゆる「フリーライダー」として問題点が指摘されている。

### 【神奈川県営水道事業の経費構成と水道料金の構成（令和元年度決算）】



### (3) 基本水量

不衛生な水を通じて感染するコレラや赤痢など水系感染症の予防をはじめとする公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的として、昭和32年から用途に関わらず一律に、一般家庭生活に必需の水量と考えられた1か月当たり8m<sup>3</sup>を「基本水量」として設定しており、実質的に水の現物給付がされている。

用途に関わらず一律としたのは、「業務用」の店舗が住宅を兼ねる「店舗併用住宅」など、「家事用」以外の水道使用者にも、生活用水としての水の使用があることも考慮したものである。

#### 《課題》

#### ア 「基本水量」内の料金一律性

「家事用」では、1か月当たりの使用水量が「基本水量」である8m<sup>3</sup>以内の家庭の割合が30%を占めるまでに増えている中で、「基本水量」以内であれば使用水量に関わらず水道料金が一律であるため、使用水量に見合った負担を求めることができない。

#### イ 「基本水量」の設定目的

現在では、水道普及率がほぼ100%に達し、水道水による公衆衛生が高いレベルを確保できていると考えられ、水道の清浄な水の使用を促すことで公衆衛生向上を図るために設定した「基本水量」の目的が薄れているとの指摘もあることから、既に「基本水量」を廃止した水道事業者も存在している。

【大規模水道事業者及び県内水道事業者の基本水量（家事用）】（令和3年7月1日現在）

基本水量	0m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
	仙台市 千葉県 新潟市 静岡市 浜松市 大阪市 堺市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市 横浜市	東京都 京都市	名古屋市	さいたま市 <b>神奈川県</b> 川崎市 秦野市 座間市 小田原市 大井町	札幌市 神戸市 横須賀市 三浦市 南足柄市 愛川町 中井町 山北町 箱根町 湯河原町 松田町 開成町 真鶴町
	1県12市	1都1市	1市	1県5市1町	5市8町

※「大規模水道事業者」とは東京都、千葉県、16政令市(横浜・川崎を除く)の18事業者

### 第3章 これからの時代に相応しい料金体系のあり方について

これからの時代は、老朽化した水道管や設備の大量更新などにより事業費の大幅な増加が見込まれる一方、人口減少に伴い水道事業をより少ない水道使用者で支えなければならず、将来にわたり強靱な水道施設を健全に維持し、持続的に水道事業を運営していくためには、今後の社会経済構造やライフスタイルの変化などを見据えて水道使用者の負担のあり方を検討していく必要がある。

本章では、第2章で整理した現在の料金体系の特徴ごとの課題を検証しつつ、これからの時代に相応しい料金体系のあり方について検討した。

#### 1 用途別・逡増制

用途別・逡増制の料金体系は、生活用水である「家事用」を安価とし、産業用の水である「業務用」に多くの負担を求めることで、低廉な生活用水の確保や水需要の抑制に大きな役割を果たしてきた。しかし、「家事用」ではライフスタイルの変化及び節水機器の普及、世帯の少人数化などにより一戸当たりの使用水量が減少し、「業務用」では産業のソフト化等により製造業を中心とする多量使用者が減少するなど、使用水量全体が減少する中で水需要の構造も変化していることから、低廉な生活用水の確保という要請に配慮する必要があるものの、用途別の料金体系を維持する合理性は薄れてきている。

また、宮ヶ瀬ダムなどの水源開発により十分な水資源が確保されている中で、水需要が減少していることから、逡増制という水道料金の体系によって水需要を抑制する必然性は失われている。

そうした中で、これからの時代における水道事業は、人口減少に伴い水道使用者が減少していくため、今後増大する事業費をより少ない水道使用者で負担していかなければならない。

もとより水道事業は水道使用者が負担する水道料金収入を源泉として経営されている。このため、水道使用者は、水道事業者から水の供給というサービスを受ける側であるが、同時に一人ひとりが水道事業を支える一員であり、水道料金を負担することで、その役割を果たしていると言える。こうした認識の下に、これからの時代に相応しい水道料金体系のあり方について、水道使用者が受ける水の供給というサービスの量と、そのサービス提供に見合う費用負担、すなわち使用者における受益と負担の観点から議論した。

「水道事業を支える一員」としての水道使用者の負担について、受益と負担の観点から考えると、水道使用者が受ける各々のサービスの量（受益）に着目して負担を求めることが適当と考えられる。この場合のサービスの量（受益）を何で計るかであるが、水道は水道メーターの口径の大きさにより流量が変わり、その流量に比例して水道施設の維持管理コストは大きくなると考えられることから、水道メーターの口径によって受水可能な量すなわちサービスの量（受益）を計れば、その口径に応じた費用負担を求



めることが可能となり、水道使用者における受益に応じた負担に繋がるものとする。

以上のことから、「これからの時代に相応しい料金体系」として、現在の「家事用」と「業務用」に用途を大別し、その負担能力に着目して料金に差を設けている「用途別料金体系」から、水道使用者が受ける各々のサービスの量に見合った負担を求める「口径別料金体系」への転換が望ましいと考える。

また、逓増制については、かつての水需要の急増に水源開発が追い付かない時代に、水需要を抑制する目的で導入されたが、既に水需要を満たす水源が確保された現在においては、むしろ大切な水資源を有効活用する観点を維持しつつ水道使用者が必要とする水量を十分に使用してもらう時代になっている。こうした時代背景の変化を踏まえた上で、従量料金の単価を均一とした場合には生活用水として使用する家計の過重な負担に繋がるため、生活用水への配慮という観点から逓増制を維持しつつ、逓増度について緩和していくことを検討する必要がある。

## 2 二部料金制（基本料金、従量料金）

水道事業の経費は給水量の多少にかかわらず施設の維持管理や更新に必要となる固定的経費と、薬品費のように給水量の増減に比例する変動的経費に分類できるため、水道料金の構成も、固定的経費を賄うための定額の「基本料金」と、給水量に応じて増減する「従量料金」の二部料金制を引き続き維持することが適当である。

その上で、今後も水需要の減少が続くと見込まれる中で水道事業を安定的に維持するためには、水道料金収入が水需要の増減に影響されにくい料金体系であることも望まれるため、低廉な生活用水を供給することにも配慮しつつ、固定的経費を「基本料金」で回収する割合をできる限り高めていくべきと考える。

なお、大口径の水道使用者でありながら水道水の使用実績が極めて少ない「フリーライダー」への対策として、例えば、固定的経費を回収する割合に差をもたせた複数の「基本料金」を設定した上で、一定の使用水量に満たない水道使用者には、その割合の高い「基本料金」を適用して、できるだけ固定的経費を回収できるように努めるなど、料金体系を工夫していく余地がある。

## 3 基本水量

1か月の使用水量が基本水量である8 m<sup>3</sup>以内の家庭の割合が増加しており、これらの水道使用者は、使用水量に関わらず水道料金が一律となるため、1で指摘した「水道使用者の受けるサービスの量に応じた負担」との整合性が課題となる。

また、「基本水量」は、公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的に導入されていることから、既に水道普及率がほぼ100%に達していることに鑑みれば、導入当初の目的は達成されたものと考えられる。ただし、公衆衛生の水準を維持していくことは引き続き水道事業の重要な役割であることに変わりはないため、「基本水量」については、廃止の是非を含め、上記の課題と併せて料金体系全体の総合的な観点から検討していく必要がある。

## 第4章 料金体系と併せて検討すべき課題について

これからの時代に相応しい料金体系について、第1章から第3章で整理したが、水道使用者の負担や財政運営を全体で考える必要があり、料金体系と併せて現行の水道利用加入金及び各種減免制度のあり方についても検討すべき課題として、現状と課題及び今後の方向性について整理した。

### 1 水道利用加入金

#### (1) 現状

水道利用加入金は、新たに水道を引き込む際に水道メーターの口径に応じて工事申込者が負担するものであるが、神奈川県営水道の拡張期における水源開発や拡張事業に要した多額の設備投資費用の一部の負担を求めることにより、水道料金高額化の抑制と新旧利用者の負担の公平を図ることを目的として昭和48年に導入された。

宮ヶ瀬ダムの本格稼働（平成13年度）後、新たな水源開発の必要がなくなったことを踏まえ、平成18年に、水道利用加入金の対象経費を「既設水道施設に係る新旧水道使用者の負担の差を埋めるための経費」として整理し、金額の引下げを行っている。

#### 【神奈川県営水道の水道利用加入金】

水道利用加入金は水道メーターの口径に応じて金額が定められており、口径を大きくする場合の金額は、新口径と旧口径の加入金額の差額となる。

水道メーター口径の段階区分	金額(消費税込み)
25mm 以下	132,000 円
25mm 超～40mm 以下	962,500 円
40mm 超～50mm 以下	1,485,000 円
50mm 超～75mm 以下	3,575,000 円
75mm 超～100mm 以下	6,105,000 円
100mm 超～150mm 以下	13,750,000 円
150mm 超	別に定める

## 【神奈川県内の各水道事業者における水道利用加入金】

口径(mm)	加入金の額(単位・千円 税込み)								
	13	20	25	40	50	75	100	150	200
県営水道	132	132	132	962.5	1,485	3,575	6,105	13,750	※3
横浜市	※1 165	※1 165	※1 165	1,402.5	2,145	5,115	8,745	19,800	※3
川崎市	165	165	165	1,375	2,145	4,895	8,745	19,745	※3
横須賀市	※2 165	※2 165	473	1,441	2,200	5,324	9,130	※3	
小田原市	132	132	198	990	1,430	3,630	6,050	12,100	17,600
三浦市	154	154	451	1,639	3,014	6,193	13,200	38,291	81,664
秦野市	165	220	440	1,320	2,090	5,500	11,000	33,000	66,000
座間市	165	220	495	1,815	3,300	7,425	12,650	27,720	41,030
南足柄市	82.5	115.5	165	770	1,155	2,887.5	※3		
中井町	143	198	319	660	2,200	6,600	13,200	24,200	36,300
大井町	154	198	352	1,144	1,859	4,290	7,150	14,300	21,450
松田町	220	308	550	1,100	2,444	4,685	※3		
山北町	176	297	495	1,980	3,080	6,930	13,640	22,550	※3
開成町	165	220	330	1,100	2,200	4,400	7,700	16,500	33,000
箱根町	110	165	220	825	1,430	2,970	※3		
真鶴町	110	220	330	660	1,100	2,750	5,500	11,000	
湯河原町	110	220	330	660	1,100	2,750	5,500	11,000	
愛川町	165	165	165	1,402.5	2,145	※3			

- ※1 横浜市 ⇒25mm 以下の家事用戸建住宅及び共同住宅は 82,500 円
- ※2 横須賀市⇒20mm 以下の家事専用でかつ申請者が引き続き 3 年以上、本市に居住している場合は 55,000 円
- ※3 当該口径以上は管理者が別に定める
- ※4 市町により居住年数等一定の要件を満たした場合の減額制度がある場合あり

### (2) 課題

水道利用加入金制度は、水道料金の値上げを抑制しながら、水需要の増加に対応した水源開発や水道施設の拡張事業の財源確保に大きな役割を果たしてきた。

現在では、既存水道施設の整備に対する新旧使用者間の負担の均衡や、水道料金高額化対策として一定の役割は残っているものの、水源開発等の終了により制度の意義が導入当初より薄れつつある。

### (3) 今後の方向性

水道利用加入金制度の意義が水源開発の終了により薄れつつあるため、廃止を含め抜本的な見直しを検討する必要があるが、最後の水源開発となった宮ヶ瀬ダムの建設や、宮ヶ瀬ダムによる相模川水系からの新規受水に対応するための拡張事業に係る企業債の元利償還が継続している間は、継続もやむを得ないと考える。

なお、水道利用加入金は水道事業の収入の大きな柱でもあることから、見直しに向けては、水道料金のあり方と連動して総括的に検討を進めていく必要がある。

## 2 減免制度

### (1) 現状

社会福祉施策的配慮による減免制度(昭和 51 年創設)のほか、業務用の使用水量の拡大を目的とする「地下水利用から水道水に転換する場合の減額制度」(平成 23 年創設)、「神奈川県企業の企業誘致施策の対象者に係る減額制度」(平成 23 年創設)がある。

#### ア 社会福祉施策的配慮による減免制度

児童扶養手当受給世帯等の個人や、障害者就労施設等の施設を対象に水道料金を減額する制度。

#### 【県営水道と他事業者の減免対象項目（平成 31 年 4 月 1 日現在）】

	県営水道	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	横須賀市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	長崎市	小田原市	秦野市	座間市		
生活保護																												
生活扶助等	H27廃	○	○	○	○		H17廃止	H18廃止	H18廃止																		H20廃止	
児童福祉																												
児童扶養手当	○			○	○	○																						
特別児童扶養手当	○				○	○	○																					
ひとり親家庭等							○																			○	○	
遺族基礎年金	○																											
障害福祉																												
知的障害者	○				○		○	○	○																		○	○
身体障害者	○				○		○	○	○																		○	○
精神障害者	○				○		○	○	○																		○	○
高齢福祉																												
要介護者	○							○	○																		H26廃止	
高齢者(高齢福祉年金等)																											H26廃止	
施設減免																												
民間社会福祉施設	H31一部廃止				○	○			○																			○
民間医療施設	H31廃止																											
その他																												
市民税非課税世帯		○	○																									
中国残留邦人等支援給付受給世帯		○	○	○	○																							
特定の産業																												
一般会計からの繰入		○			○	○	○	○	○				○							○						○	○	

※減免の内容や要件は事業者ごとに異なり、一律ではありません。

#### イ 地下水利用から水道水に転換する場合の減額制度（水道料金、水道利用加入金）

地下水利用から水道水への転換を促すことを目的として、水道料金・水道利用加入金を減額する制度。

- ・地下水の利用者が、地下水の全量又は一部を県営水道の供給に転換した場合、申請に基づき、増加した水道使用量に係る水道料金の 40%を減額する。
- ・地下水の利用者が、地下水の全量を県営水道の供給に転換する場合、申請に基づき、水道利用加入金の 50%を減額する。

#### ウ 神奈川県企業の企業誘致施策の対象者に係る減額制度（水道利用加入金）

「業務用」の使用水量の拡大及び神奈川県企業の企業誘致施策への協力を目的として、神奈川県企業立地支援事業（セレクト神奈川 NEXT、セレクト神奈川 100 等）の認定を受けた事業に係る施設を対象に、申請により水道利用加入金の 50%を減額する制度。

## (2) 課題

独立採算を原則とする地方公営企業においては、受益者負担の原則になじまない経費については、独立採算の対象から外して一般会計において負担すべきものとされおり、社会福祉施策的配慮による減免制度について、横浜市など他の水道事業者の多くは一般会計からの繰入金により減免相当分が補てんされている。一方、神奈川県営水道は一般会計からの繰入はなく、水道料金収入で減免相当分の経費を賄っている。

## (3) 今後の方向性

水道事業を巡る経営環境が厳しさを増す中において、水道事業が独立採算制のもとで運営されていることを踏まえると、原則に立ち返り、福祉、産業等の施策としての減免等に係る費用は一般会計で賄うべきものとする。

なお、有収水量の増に繋がる施策としての減免制度は、水道事業者が自ら財源確保につなげる一つの方策と考えられるが、実施する場合には、効果等の検証を適切に行う必要があること、また、水道使用者の負担の公平という観点から時限的に行われるべきものであることに留意する必要がある。

## 第5章 将来にわたる安定経営の持続に向けて

将来の水道事業を見通すと、人口減少社会の進展等に伴い料金収入の減少は避けられず、一方で老朽化が進む水道管等の更新や自然災害に対する備え等を着実に進める必要があるなど、事業環境は大きな変革期を迎えている。

今後も社会経済情勢の変化が想定される中で、神奈川県営水道が「将来にわたる安定経営の持続」を実現するには、長期的視点で財政収支見通しを明らかにした上で、水道料金を負担する水道使用者に理解を深めてもらうことが重要である。

### 1 長期財政収支見通し

水道事業は浄水場、配水池、水道管など多くの施設で構成されており、とりわけ県営水道は、給水区域が広域に及ぶなど第1章2(3)で述べたような特質がある中で、水道施設の更新、耐震化、風水害対策等を実施するには相当な期間が必要であり、少なくとも数十年単位の長期計画を策定して着実に進めなければならない。長期に及ぶ計画では不確定要素が多くあるにしても、必要となる事業費を見積った上で財政収支を見通して、その見通しに基づいて適切に水道料金を設定することにより、事業を確実に実施していくことが重要である。

### 2 水道料金の設定と定期的な検証

水道料金の設定について、令和元年度に施行された改正水道法では、水道事業者に「長期的な収支見通しの作成」と「見通しに基づく水道料金の設定」、「これらの定期的な検証」を求めており、法制度面でも考え方が明らかにされている。

また、料金設定する際に基準とする期間について、日本水道協会の水道料金算定要領では、予測に伴う不確定な要素をより多く排除するために短期間が望ましいことと、住民生活への影響等にも配慮するため長期安定的に維持されるべきとする二つの側面の均衡を図るため、「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされている。

これらの趣旨を踏まえ、神奈川県営水道においても、長期的な財政収支見通しに基づき3年から5年程度を基準として水道料金を設定することが望ましい。また、水道事業を取り巻く社会経済状況の変化等にも機動的に対応できるように、水道料金の妥当性を定期的に検証する仕組みも検討すべきと考える。

### 3 水道使用者の理解促進

水道料金のあり方は、水道使用者の負担に大きな影響を与えるものであるため、水道使用者の理解と協力を得ていくことが不可欠である。併せて、一人ひとりの水道使用者が料金を負担することで水道事業を支えているという意識の醸成も必要である。

そのためには、神奈川県営水道の将来像を明確にした上で、必要となる事業や資本投資の規模、財政収支の見通しなどの経営状況を水道使用者に分かりやすく情報発信し、水道事業に対する理解を深めてもらう努力をしなければならない。また、水道使用者からの声を聴く環境も整えて、その意見等を事業へ反映させていくことも重要である。

## おわりに

本意見書は、神奈川県営水道における「これからの時代に相応しい料金体系のあり方」について神奈川県営水道懇話会における意見をまとめたものであり、今後は、水需要の推移や更新需要をもとにした財政収支見通し等を踏まえて料金体系・料金水準をより詳細に検討していく必要がある。

事業費の大幅な増加と人口の減少は目前に迫っていると考えられることから、本意見書を基に更に議論を深め、早期に今後の料金体系・料金水準について方向性を示すことが望ましい。

## 【用語の解説】

### あ行

#### 安定給水

水道水が安定的にいつでも使えるように供給されていること。

### か行

#### 改正水道法

令和元年10月1日に改正が施行された後の水道法である。人口減少による水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対し、水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業の健全な経営の確保、事業運営に必要な人材の確保及び育成等により、水道の基盤強化を図ることを目的として改正された。

#### 給水人口密度

給水人口を給水区域面積で除した数値であり、経営環境の効率性を表す指標の一つ。

#### 建設改良事業費

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費であり、水道事業では、浄水、送水、配水設備が固定資産の大部分を占めるため、これら設備の更新等に係る経費が大半を占める。

#### 固定費

水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用で、施設維持管理費の大部分や、減価償却費、支払利息等が該当する。

### さ行

#### 需要家費

水道使用量とは関係なく、水道使用者が存在することによって発生する費用で、料金収納に係る費用や、水道メーターの維持管理に係る費用などが該当する。

#### 浄水場

水源（川やダム）から取水した原水を飲用に適する水道水に処理するための施設であり、県営水道の主要な浄水場としては、寒川浄水場（高座郡寒川町）、谷ヶ原浄水場（相模原市緑区）がある。

#### 浄水設備

水質基準に適合する水道水を安定的に作るため、沈でん、ろ過及び消毒などの処理を行う設備。



## 水源

一般的に、取水する地点の水のこと。また、河川最上流部やダム湖など、その水の源となる地点の水を指す場合もある。

## 水道メーター

水道の使用量を計測するための計器であり、最大使用水量や同時に使用する蛇口の数などをもとに口径を決定する。

なお、計量法により水道メーターの有効期間は8年と定められているため、8年おきに交換を行っている。

## 総括原価

公共料金などの料金を決める際に、既存施設の維持管理に必要な費用と施設の更新費用を全て加味して適正な価格を算出するための手法を「総括原価方式」という。水道事業における総括原価は、人件費、修繕費、減価償却費などの営業費用のほか、支払利息などを加えて構成される。

## 送水設備

浄水場で作られた水道水を配水池まで送る設備であり、送水ポンプや送水管が主なものになる。

## た行

### 独立採算

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき経済性を発揮する仕組みの一つとして、「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（地方公営企業法第17条の2第2項）」という原則があり、これを独立採算制の原則という。よって、水道事業は、税金によらず水道料金などの収入をもって運営されなければならない。

## は行

### 配水設備

家庭や事業所等に水道水を配る設備であり、配水池や配水管・給水管（配水管から家庭等に引き込む水道管）が主なものになる。

## 配水池

浄水場から送り出された水道水を一時的に貯めておく池のことであり、基本的に標高の高い場所にあり、自然の落差を利用して家庭に給水している。

## 変動費

水道使用量の増減に比例して必要となる費用であり、動力費（浄水、送水、配水設備の運転に必要な電力料）や、薬品費（浄水に必要な薬品の購入費）などが該当する。

## ま行

### 宮ヶ瀬ダム

宮ヶ瀬ダムの建設は建設省の直轄事業として進められ、県内最後の水がめとして平成12年に完成し、平成13年度から本格運用を開始した。現在、ダムの維持・運営管理については国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所が行っている。

## や行

### 有収水量

浄水場から送り出された水道水のうち、家庭や事業所等で使用され料金収入の対象となる水量のこと。

**【検討経過】****○神奈川県営水道懇話会**

懇話会	開催年月日	議 題
第 12 回	令和元年 7 月 12 日	・ これからの時代に相応しい料金体系のあり方の検討（専門部会で検討を行うことを整理）

**○神奈川県営水道懇話会 専門部会**

専門部会	開催年月日	主な内容
第 5 回	令和元年 10 月 7 日	・ 今後の議論の進め方
第 6 回	令和 2 年 1 月 24 日	・ 水道事業の受益 ・ 水道料金体系における負担の公平性 ・ 二部料金制
第 7 回	令和 2 年 9 月 18 日	・ 総括原価の基本料金、従量料金への配分基準 ・ 基本水量 ・ 水道利用加入金
第 8 回	令和 2 年 12 月 24 日	・ 水道利用加入金 ・ 水道料金減免制度のあり方について ・ 基本水量
第 9 回	令和 3 年 3 月 30 日	・ 水道料金減免制度のあり方について ・ フリーライダー対策、基本水量 ・ 意見書骨子案について
第 10 回	令和 3 年 7 月 19 日	・ 神奈川県営水道懇話会意見書（素案）について

**○神奈川県営水道懇話会**

懇話会	開催年月日	議 題
第 13 回	令和 3 年 8 月 27 日	・ これからの時代に相応しい料金体系のあり方について（意見書案の全体整理）

※ 神奈川県営水道懇話会、専門部会の検討経過（議事概要等）については、企業庁のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/konwakai/konwakai.html>

神奈川県営水道懇話会、専門部会構成員名簿（令和元年7月12日以降）（五十音順、敬称略）

○神奈川県営水道懇話会

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等
小泉 明（会長）	東京都立大学都市環境学部 特任教授
太田 正（副会長）	作新学院大学 名誉教授
石川 和子	あやせくらしの会
大竹 准一	神奈川県公営企業管理者（～令和2年3月31日）
高橋 晶子	EY 新日本有限責任監査法人 公認会計士
新實 正美	公募委員（令和元年8月1日～）
長谷川 幹男	神奈川県公営企業管理者（令和2年4月1日～）
三宅 潔	公募委員（～令和元年7月31日）
森永 充	東京ガス株式会社 神奈川支社横浜支店 副支店長

○神奈川県営水道懇話会専門部会

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等
太田 正（部会長）	作新学院大学 名誉教授
渋谷 正夫	公益社団法人日本水道協会 研修国際部国際課長
高橋 晶子	EY 新日本有限責任監査法人 公認会計士
沼尾 波子	東洋大学国際学部 国際地域学科 教授

